

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日部市	飯沼地区	令和3年3月25日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.81ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.08ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	25.81ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.71ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.63ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.00ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域農業者の年齢構成は、青年就農者（18歳～44歳）が3%、45歳～69歳が44%、70歳以上が53%となり、高齢化が進んでいる。また、水田地帯により担い手が農地の拡大、集約を希望しているため、畦畔の除去等による区画の拡大や、農地の集約方法が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後話し合いの中で農地中間管理事業の活用について地域の合意を取りながら進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

埼玉型ほ場整備事業を活用して、農地の大規模化を図り、地域で話し合いを行いながら、担い手に向けて農地の集積・集約を実現していく。

○中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲 ・野菜	4.19ha	水稲 ・野菜	10.19ha	飯沼、赤崎
認農	B	水稲	9.90ha	水稲	11.90ha	飯沼、水角
認農	C	水稲	2.44ha	水稲	3.44ha	飯沼
認農	D	水稲 ・果樹	1.69ha	水稲 ・果樹	4.69ha	飯沼、水角、赤崎、 米崎、永沼
認農	E	水稲	0.20ha	水稲	1.20ha	飯沼、水角、米崎
認農	F	水稲	0.09ha	水稲	2.09ha	飯沼、水角、赤崎
計 6 経営体			18.51ha		33.51ha	

備考欄

- 1 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
- 2 経営面積は、対象地区内の経営面積を表します。
- 3 現状の経営面積は、検討会の開催時期に合わせて、直近の面積に更新させていただきます。